

水巻町小規模保育事業所運営事業者募集要項

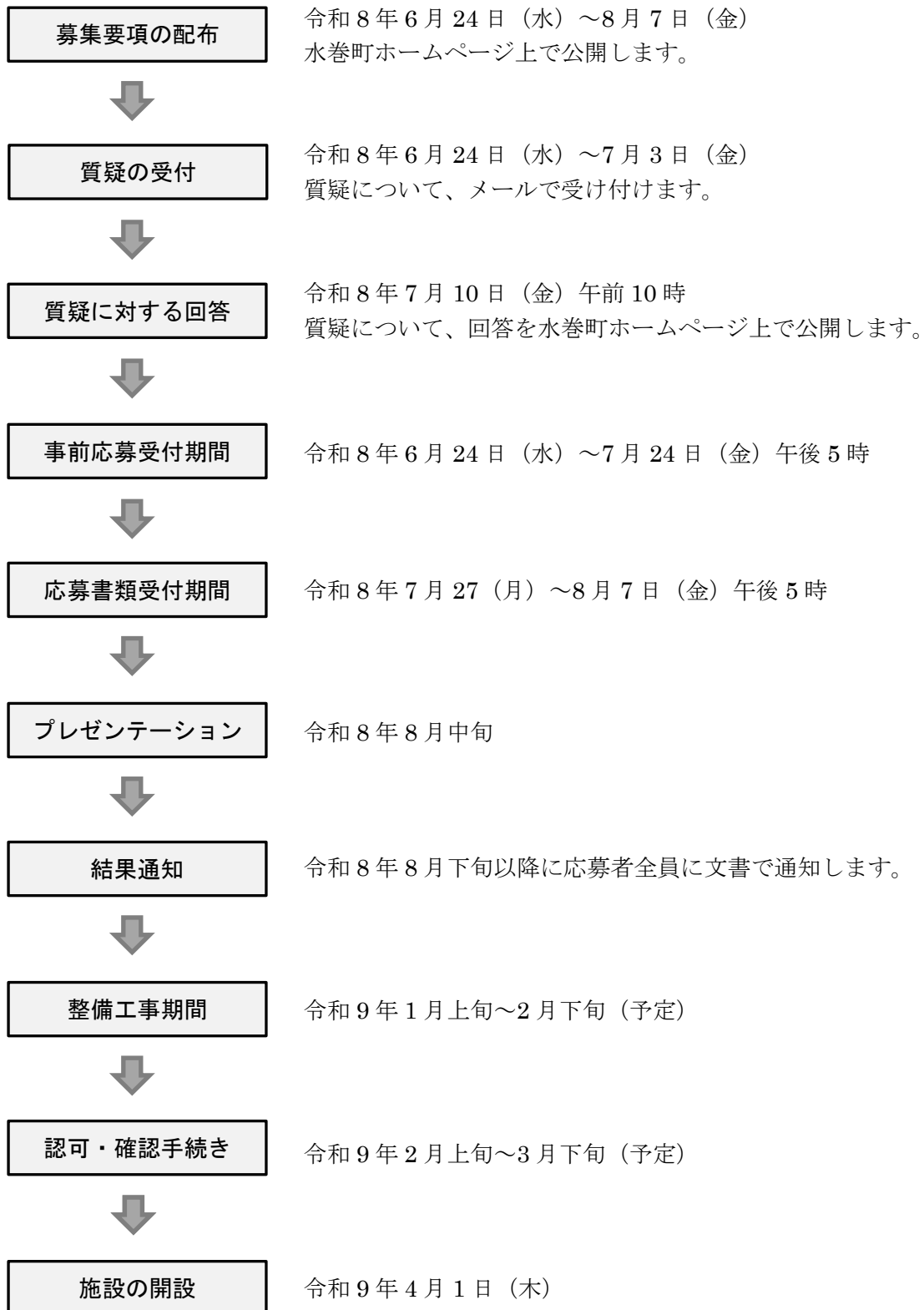
令和8年6月

福岡県遠賀郡水巻町
子育て支援課

目 次

I 概要	
1. 募集の趣旨	1 P
2. 募集概要	1 P
II 応募者の資格等	2 P
III 応募条件	
1. 施設・設備に関すること	3 P
2. 運営に関すること	4 P
3. 連携施設に関すること	6 P
4. 近隣対応について	6 P
IV 保護者の費用負担等について	7 P
V 補助金（施設改修等補助）について	7 P
VI 応募手続き等	
1. 事前応募必要書類	8 P
2. 応募必要書類	8 P
3. 企画提案書について	8 P
4. 質疑について	9 P
5. その他	9 P
VII 事業者の選定方法	
1. 事業者の選定方法	10 P
2. プレゼンテーション要領	10 P
VIII 審査及び事業者の決定	
1. 適格性の確認	10 P
2. 審査の方法	10 P
3. 審査結果の通知及び公表	11 P
4. 禁止事項及び欠格事項について	11 P
IX その他留意事項	11 P
◇ 提出書類一覧	【別紙1】
◇ 質問書	【別紙2】

●本事業の流れ●



水巻町小規模保育事業所運営事業者募集要項

I 概要

1. 募集の趣旨

本町では、近年において保育所待機児童が継続的に発生している状況であり、令和9年度以降も現在の定員を超える申請が予測される状況です。待機児童は、特に0歳児及び1歳児に多く発生しており、待機児童解消に向けた対策が喫緊の課題となっています。

近年の保育需要の高まりを受けて保育定員が不足していることや、水巻町子ども・子育て支援事業計画に則して、今後の地域における教育・保育の提供体制の確保を計画的に進めていくためにも、速やかに保育定員を拡充することができ、かつ本町の保育水準を維持することが可能である、小規模保育事業所（A型）を設置・運営する事業者を募集します。

★小規模保育事業A型について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定される事業です。主な特徴としては、次のとおりです。

- ・保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳児の子どもを保育する事業所
- ・定員6～19人であり、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施
- ・卒園後の受け皿や代替保育の機能を担う連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の確保が必要
- ・保育に従事する者はすべて保育士資格を有する者であること

2. 募集概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 事業類型 | 小規模保育事業A型（保育従事者が全て保育士） |
| (2) 募集地域 | 全 域
※近年人口が増加している町南部地区については、重点整備区域として審査に反映されます。 |
| (3) 募集数 | 1箇所
※1法人が重複して応募することはできません。 |
| (4) 認可定員 | 15人以上19人以下とする
※定員設定については、0歳児≤1歳児≤2歳児となるよう設定してください。 |
| (5) 対象児童 | 水巻町から保育の必要性の認定（3号認定）を受けた0～2歳児 |
| (6) 開設日 | 令和9年4月1日 |

Ⅱ 応募者の資格等

1. この公募に応募できる者は、以下の要件を満たす事業者とします。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、NPO 法人、株式会社等の法人格を有する者。
- (2) 本事業の実施に必要な建物（土地）を所有している、若しくは令和 9 年 4 月 1 日の事業開始に間に合うよう取得又は賃貸借により確保できること。
- (3) 既に保育施設等を運営している場合は、過去 3 年間に実施された監査等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、受けていた場合でも適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎があること。
 - ① 資金計画及び事業計画が確実であり、小規模保育事業の施設整備等に要する経費及び当面の運営経費など事業者が負担すべき資金を有していること。
 - ② 資金として、施設整備等に要する資金のほか、年間事業費の 12 分の 2 以上に相当する自己資金を普通預金又は当座預金に保有していること。
 - ③ 自己資金の原資を借入金等で賄う場合は、その返済計画が適正であること。
- (5) 事業者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。）が社会的信望を有すること。
- (6) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
 - ① 児童福祉法や子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等を熟知し、保育事業に熱意と見識を持ち、本事業の運営を適切に行う能力を有していること。
 - ② 施設長は、児童福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれと同等の資質を有すると認められる者であるとともに、常時施設の運営管理に従事すること。（保育従事者との兼務は認められない）

2. 次のいずれかに該当する者は、選定を受けることができません。

- (1) 児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に掲げる基準のいずれかに該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続き中である法人
- (3) 国税及び地方税を滞納している者
- (4) 法人代表者及び法人の役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」に規定する暴力団、暴力団員等でないこと又はこれらの者と密接な関係を有する者

Ⅲ 応募条件

1. 施設・設備に関すること

施設設置にあたっては、水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 17 号。以下「設備運営条例」という。）、関係法令等及び以下の事項を遵守すること。

- (1) 事業を実施する建物は、自己所有又は賃貸借する物件であること。
- (2) 賃貸借物件の場合は、物件所有者が事業実施について承諾していること。
- (3) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (4) 賃貸借契約において、契約期間が 10 年以上とされていること、又はそれと同等と認められること。
- (5) 既存建築物を使用する場合は、建築基準法に基づく検査済証の交付が確認できる建物であること。

※検査済証がない場合は、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成 26 年 7 月 2 日国住指第 1137 号）に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できる書類を添付してください。

- (6) 建物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の新耐震基準を満たしていること。
建物が昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けている場合は、耐震調査を実施し、問題がないもの。または、耐震補強済みのものであること。
- (7) 火災報知器及び消火器、非常口等、非常災害防止に必要な設備を有すること。
- (8) 建築基準法、消防法、食品衛生法等の関係法令に適合する施設であること。
- (9) 保育室は、原則として 1 階とすること。これによりがたい場合は、設備運営条例第 28 条第 7 号に定める基準を満たすこと。
- (10) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、小規模保育事業を行う場所と明確に区分し、職員配置も別途配置すること。その際、会計においても他の事業と明確に区分すること。
- (11) 施設整備については、令和 9 年 2 月末までに工事を完了し、関係法令等の検査を終えること。
- (12) 施設及び運営等について町から条件を付された場合は、承諾のうえ確実に履行すること。

【条件を付す事項の例】

- 屋外遊戯場の代わりとなる公園等への移動経路や保護者の送迎時の駐車場など、児童・保護者の安全対策に関する事項
- 災害時の避難場所、避難経路などに関する事項

- (13) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、障がい者に対する合理的配慮の提供に努めること。

2. 運営に関すること

運営にあたっては、設備運営条例、水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 16 号）、関係法令等及び以下の事項を遵守すること。

【運営】

- ① 児童福祉法や子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等を熟知し、保育事業に熱意と見識を持ち、本事業の運営を適切に行う能力を有していること。
- ② 安定的な経営を行い、児童が心身ともに健やかに育成されるよう尽力できること。
- ③ 保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）を理解し、本町の保育行政に積極的に協力できること。
- ④ 保育所保育指針に準じ、運営方針・保育計画・指導計画・運営規程を作成、実施すること。また、小規模保育の特性を生かし、低年齢児保育に留意した内容とすること。
- ⑤ 保育を希望する児童及び保護者と事前面談を実施するとともに、保育方針、保育内容、保育時間、利用者負担額等について、書面による説明を行い、同意を得ること。
- ⑥ 利用児童の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育士等との日々の利用状況等についての情報伝達体制を整えること。
- ⑦ 利用児童の健全な発達を支援するための健康づくりに取り組むこと。
- ⑧ 事業所の開設にあたり、近隣の住民及び保育所や幼稚園の理解を得ること。
- ⑨ 保護者や地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。

【資金】

- ① 資金計画及び事業計画が確実であり、小規模保育事業の施設整備等に要する経費及び当面の運営経費など事業者が負担すべき資金を有していること。
- ② ①の資金として、施設整備等に要する資金のほか、年間事業費の 12 分の 2 以上に相当する自己資金を普通預金又は当座預金に保有していること。
- ③ 自己資金の原資を借入金等で賄う場合は、その返済計画が適正であること。

【給食】

- ① 利用児童に対し、給食（主食・副食）を提供すること。
- ② 離乳食やアレルギー食、配慮を要する児童の対応食など、個々の児童に配慮した食の提供を行うこと。
- ③ 給食は原則として自園で調理すること。調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知）を遵守すること。
- ④ 外部搬入を行う場合は、設備運営条例第 16 条の規定によること。

【健康診断】

- ① 利用児童の利用開始時健康診断、少なくとも年 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を実施すること。
- ② 職員への健康診断は少なくとも年 1 回実施し、調理・調乳等に従事する職員は、月に 1 回以上の検便を行うこと。

【非常災害・事故防止対策】

- ① 非常災害に対する具体的計画を立て、避難訓練、消火訓練を少なくとも月に 1 回実施すること。
- ② 利用児童の事故防止対策及び、危機管理体制の整備に万全を期すこと。
- ③ 事故等による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入すること。

【衛生管理等】

- ① 必要な医薬品、その他の医薬品を常備すること。

【苦情対応】

- ① 保護者に対し苦情受付方法を明示するとともに、苦情解決の仕組みを整備すること。

【職員確保・育成】

- ① 採用方法や異動に伴う既存園への影響を注視しながら、新規開設園に配置を予定する職員の年齢・経験年数等のバランスを考慮すること。
- ② 保育士確保のための手段や育成方法について、実現性の高い計画が立てられていること。

【職員配置】

- ① 施設長は、児童福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれと同等の資質を有すると認められる者であるとともに、常時施設の運営管理に従事すること。(保育従事者との兼務は認められない)
- ② 保育に従事する職員は全員が保育士有資格者であること。
- ③ 保育に従事する職員は、0 歳児 3 人につき 1 人、1 歳児及び 2 歳児 6 人につき 1 人とし、この合計人数に、さらに 1 人を加えた人数以上を配置すること。併せて、公定価格の基本分単価に含まれる職員を配置すること。(保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り保育士とみなすことができる)
- ④ 特別な支援を必要とする保育認定を受けた養護児が利用する場合、必要に応じ保育士等を加配すること。(加配保育士等について、町独自の一部人件費補助あり)
- ⑤ 常勤の保育士が各組・各グループに 1 人以上(当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が 2 人以上の場合は、1 人以上ではなく 2 人以上)配置されていること。
- ⑥ 調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は設備運営条例第 16 条の規定により搬入施設(連携施設等)から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- ⑦ 嘱託医・嘱託歯科医を配置すること。(連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可能)

【保育サービス】

- ① 開所日及び開所時間については、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除く、月曜日～土曜日の 7：00～19：00 までの連続した 11 時間以上とすること。

※延長保育等については、事業者の判断で実施すること。

- ② 子育て支援事業や地域活動事業に取り組むよう努めること。（育児相談、地域行事参加等）

【その他】

- ① 利用する児童は、町が利用調整を行った上で、事業者に対して利用の申請を行うため、当該要請に対し協力すること。（正当な理由なく拒むことはできません）
- ② 町が要求する事業内容に関する報告及び監査等に協力すること。

3. 連携施設に関すること

利用児童に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供できるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を確保すること。

【連携施設の主な役割】

- (1) 利用児童に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援
- (2) 代替保育の提供（職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、事業者に代わって保育を提供）
- (3) 利用児童が 3 歳に達した後、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れ、教育又は保育を提供する。

4. 近隣対応について

小規模保育事業整備に伴う近隣対応は、応募法人の責務です。整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等（特に隣接住民、自治会等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。また、近隣要望等については、応募法人の責任において、誠意を持って対応してください。

応募必要書類提出前には、必ず、整備予定地の自治会、近隣住民（特に隣接する住民）及び賃貸借の場合は建物所有者等に対し「小規模保育事業整備について申請を行う」旨の説明を行い、理解を得ること。説明の経過等については、応募提出書類（様式 10、様式 11）もしくは様式 12）においてご報告いただきます。

IV 保護者の費用負担等について

【保育料（利用者負担額）】

保育料については、水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例（平成 27 年条例第 13 号）第 3 条及び同施行規則（平成 27 年規則第 13 号）第 3 条に基づき、保護者世帯の市町村民税所得割額等に応じて町が決定し、保護者が事業所に直接支払います。

【実費徴収】

保育料（利用者負担額）以外の費用負担で児童に帰属するもの（日用品、文房具など保育に必要な物品の購入に要する費用、行事に参加する費用等）を求める場合は、保護者に対して使途を書面により明確に説明し、保護者から同意を得て徴収することができます。

※入園料、冷暖房費、保険代、給食費、ミルク代、おやつ代は事業者が負担することになっており、保護者負担は認められません。（延長保育サービスに伴う夕食代、おやつ代等を除く。）

V 補助金（施設改修等補助）について

- (1) 施設改修及びその他施設の整備に要する経費は、事業者の負担とします。なお、施設改修等を行うにあたり、国の「保育対策総合支援事業費補助金」に基づく施設改修費・賃借料等の補助を予定しています。
- (2) 補助金の交付を受け施設改修を行う場合は、町の内諾後に入札・契約・工事を行ってください。内諾前に行った入札・契約・工事は補助対象となりません。また、基本設計（本事業の応募のために要した設計等の費用）についても補助対象となりません。
- (3) 補助金の対象となる施設改修を行う工事業者を選定するにあたっては、町の入札手続きに準じてください。

【参考：補助額】

補助基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に 4 分の 3 を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を補助額とします。

※補助基本額の 4 分の 1 は事業者負担となります。

VI 応募手続き等

この公募に参加する意向がある場合、以下の事前応募必要書類及び応募必要書類を提出期限までに提出してください。書類が不足する場合及び提出期限までに提出がない場合は、

公募に参加できないものとします。

1. 事前応募必要書類（提出期限 令和8年7月24日（金）午後5時）

応募事業者数を把握し、事前審査以降のスケジュール調整や審査準備等のため、事前応募を実施します。

(1) 参加表明書 様式1

(2) 誓約書 様式2

提出先

水巻町役場 財政課管財係（福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号）

電話 093-201-4321 内線（213）

FAX 093-201-4423

※平日午前9時から午後5時までの間に事前連絡のうえ、持参してください。

2. 応募必要書類（提出期限 令和8年8月7日（金）午後5時）

【別紙】「提出書類一覧」を参照し、提出期限（必着）までに、水巻町財政課管財係へ提出してください。

【企画提案書は9部（正1部、副8部）、それ以外は1部ずつ】

※企画提案書は、製本の9部のうち1部（正）にのみ、表紙に応募者の名称を明記してください。他の8部（副）は、すべてのページにおいて企業名や企業名の分かるロゴは使用しないでください。

3. 企画提案書について

企画提案書は、プレゼンテーション及びヒアリングにより事業計画の内容やサービスに対する考え方、理解度及び運営体制等を審査する、プレゼンテーション審査における資料として使用するため、「水巻町小規模保育事業所運営事業者公募選定基準」に基づき作成してください。

《水巻町小規模保育事業所運営事業者公募選定基準》

評価項目	評価内容
運営理念等	事業の目的、課題を理解し目標が設定されているか
応募の動機	本町の保育行政に積極的に協力し、保育所の社会的責任を果たす熱意、関心を有しているか
保育事業の運営実績	運営実績の有無、年数、指導監査等での指摘状況及び対応状況
経営の安定性	安定した事業運営を継続して行うことができる経営基盤、運営能力を有しているか
設置場所	保育ニーズを捉えた設置場所であるか、保育の実施に適切な場所であるか
施設の状況	建物の建築年数、構造、物件の使用に関する権利の状況

改修計画	保育室及び設備が適切に整備されているか、屋外遊技場及び送迎用の駐車場が適切に確保されているか、また整備スケジュールに問題はないか
連携施設	設定の有無、連携協力の内容
定員数等の設定	年齢区分毎の定員数の設定は適切なものとなっているか
職員の配置	基準を満たした配置であるか、経験年数は適切であるか
職員の人材確保・育成	人材確保方策や、職員に対する研修等の育成方針、職員の定着率向上のための取組みが適切か
保育事業の内容	実現可能で効果的な保育計画であるか、特別な配慮や支援を必要とする児童等の受入れについての考え方や今後の取組について
給食提供方法	年齢・発達段階に応じた食事の提供やアレルギーなどに対する配慮について具体的な提案がなされているか
健康管理・衛生管理・安全対策・危機管理	健康管理や衛生管理、感染症対策等の安全対策、緊急時の危機管理、災害に備えた避難訓練、不審者対策等が確立されているか
家庭との交流	保護者との信頼関係構築のための取組が具体的に提案されているか
近隣住民等に対する周知・説明	理解を得られているか、得られない場合の対応

4. 質疑について

本要項等の内容について疑義がある場合は、次により水巻町財政課管財係へ提出してください。なお、質問及び回答の内容については、水巻町ホームページに掲載します。

(1) 様式 質問書 【別紙2】

(2) 提出方法 メール又はFAX

メールアドレス kanzai@town.mizumaki.lg.jp

FAX 093-201-4423

(3) 提出期間 令和8年6月24日(水)から令和8年7月3日(金)まで

※公平性を期すため、自らの応募書類・提案内容の優劣等に関する質問や審査内容に関する問い合わせは受け付けません。

(4) 回答方法 令和8年7月10日(金)午前10時 水巻町ホームページに掲載

5. その他

- ・ 町が必要と認めた場合には、書類の追加提出を求める場合があります。
- ・ 応募書類及び提案書類の著作権は、応募者に帰属します。しかしながら、町が採用する応募者の応募書類等は町の業務上で必要な場合、無償で使用できるものとします。
- ・ 公募にかかる費用は、応募者の負担とします。
- ・ 提出書類については、返却しません。
- ・ プロポーザル審査の過程については公表しません。また、審査結果についての異議申し立ては認めません。
- ・ 参加表明書を提出したのちに応募の辞退をする場合には、早急に財政課管財係へ辞退届(任意様式)を提出してください。

VII 事業者の選定方法

1. 事業者の選定方法

整備事業者は、公募型プロポーザル方式により、原則プレゼンテーション審査を行い評価します。

整備事業者として決定された場合は、原則として辞退できません。決定後に辞退することは、本町の計画全体に大きな支障をきたすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

2. プレゼンテーション要領

- (1) プレゼンテーション実施の日時については、応募書類提出期限後に町から参加者へ通知します。
- (2) 提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めません。
- (3) プレゼンテーションは、法人の役員または施設管理者（予定者）のうちから1名の出席を求めるものとし、出席者数は3名を上限とします。
- (4) プレゼンテーションの時間は、質疑応答を含め30分程度を予定しています。
- (5) プレゼンテーションに使用する必要機材のうち、プロジェクター及びスクリーンについては、町が用意するものとし、その他ノートパソコン等については当日参加者が持参してください。

VIII 審査及び事業者の決定

提案内容の審査は、本町が設置する「水巻町保育所等運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」が行います。なお、委員会の会議は非公開とします。

1. 適格性の確認

委員会において、提出された応募書類に記載された内容が、応募者の資格や応募条件等を満たすことを確認します。なお、資格不備又は虚偽の記載がある場合、関係する法律や条例に抵触する場合、応募条件を満たしていない場合等は失格とします。

2. 審査の方法

委員会において、応募者によるプレゼンテーション審査を行い提案内容について審査します。採点は別に定める水巻町小規模保育事業所運営事業者公募選定基準に基づき評価項目ごとに行い、その合計点を各応募者の評価点とします。

- (1) 審査は、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容により行い、最も得点の高い事業者を整備事業予定者として選定します。

- (2) 応募者が11事業者以上となる場合は、書類審査による選考を実施します。
- (3) 配点は、評価項目に100点を配分し、満点を100点とします。
- (4) プレゼンテーション審査の参加者が1社の場合であっても、プレゼンテーション審査を実施し、評価を行います。評価点数を7割以上獲得した場合は当該参加者を第1優先交渉事業者とします。
- (5) 審査の結果、適切な施設整備または事業運営が困難と判断される場合は整備事業予定者なしとする場合があります。
- (6) 整備事業予定者が決定しなかった場合または整備事業者の応募がない場合は、再度公募を行う場合があります。

3. 審査結果の通知および公表

- (1) 審査の結果は、応募された全事業者へ文書で通知します。（令和8年8月下旬予定）また、町のホームページ等で公表します。
- (2) 審査・採点等に関する事項や応募状況等に関する質問には回答できません。
- (3) 整備事業予定者が、真にやむを得ない理由により、決定を辞退する場合、評価点合計が次点の事業者を整備事業予定者として決定します。

4. 禁止事項及び欠格事項について

- (1) 委員会の選定の前後に、応募事業者が委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触をした場合は、失格とします。
- (2) 委員会の選定の前後に、重要な事項（建設場所、設置運営主体、定員、資金計画等）について変更が行われ、適切な施設整備または事業運営が困難と判断される場合は、失格とします。
- (3) 応募事業者が、町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認める場合は、失格とします。
- (4) プレゼンテーションに出席しない場合は、失格とします。

IX その他留意事項

- (1) 本公募は、水巻町において小規模保育事業所の整備及び運営を行う事業者の選定を行うものであり、小規模保育事業所として認可されることを保証するものではありません。
- (2) 申込、審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合、その他不正な行為があった場合は、本事業の対象から除外します。
- (3) 事業者選定後の事業計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に

影響を与えないもののみ、本町と協議のうえ認める場合があります。

- (4) 整備予定地の確保が応募までに未確定な場合は、審査の対象となりません。安定的かつ継続的な施設の運営を行うことができる整備予定地を確保してください。また、土地・建物を賃借する場合は、当該土地又は建物が小規模保育事業所に供することを所有者と合意を得ている旨がわかる書類を添付してください。

【土地・建物を賃借する場合】

応募の段階では賃借が開始されていなくても、賃借が確実であることが確認できる条件付賃貸借契約書（※）などを添付すること。

（※）公募が選定されなかった場合は、契約等が無効であることを明記したもの

- (5) 選定事業者は、施設改修等を行うにあたり「V補助金（施設改修等補助）」を利用する場合は、審査結果通知後町が指定する日までに、協議書（施設改修等の説明資料、図面、工程表等を添付）を提出するものとします。なお、提出が遅れた場合、国の補助が受けられない場合があります。
- (6) 選定事業者は、事業計画に基づき、小規模保育事業の認可申請及び特定地域型保育給付対象事業の確認申請書類（施設の整備状況、保育従事者等の確保状況含む）及び年間事業費の12分の2以上に相当する自己資金の保有を証明する資料を町に提出するものとします。（提出時期については、別途通知します。）
- なお、認可申請及び確認申請等に係る一切の経費は、選定事業者の負担とします。
- (7) 事業者選定後、以下のいずれかに該当する場合は、本選定による決定を取り消すことがあります。この場合、事業者が既に要した費用の弁済を町へ求めることはできないものとします。
- ・提出書類に記載された事項及びプレゼンテーション審査での発言内容に虚偽事項若しくは重大な違背行為があると認めるとき。
 - ・事業開始までに小規模保育事業の認可又は特定地域型保育給付対象事業の確認を受けることができないこと（施設の整備又は保育従事者等の確保が事業開始に間に合わない場合、年間事業費の12分の2以上に相当する自己資金の保有が確認できない場合を含む）が認められるとき。
 - ・施設改修を行う工事業者を選定する入札等において、不正が発覚したとき。
 - ・その他、適切な保育事業の実施が困難と町が判断したとき。